

工事積算に関する説明事項(参考)

工事名称：名護市配水管布設工事(R8-その1)

工事場所：名護市 東江 地内

※設定すべき条件……………設定した条件

- 1, 積算基準……………厚生労働省:令和8年度水道施設整備費に係る歩掛
- 2, 工種区分……………開削工事及び小口径推進工事
- 3, 亜熱帯割増……………25%
- 4, 歩掛適用年月……………令和8年一般公共
- 5, 単価適用年月……………基礎単価:令和8年8月、労務単価:令和8年8月
令和8年度(水道資材統一単価表)
- 6, 単価適用地区……………北部④
- 7, 損料適用年月……………令和8年7月

(共通仮設費, 現場管理費)

- 8, 間接工事費補正……………全地域:一般交通影響あり②
共通仮設費(補正有り)、現場管理費(補正有り)
- 9, 熱中症対策補正……………対象工事

(一般管理費)

- 10, 前払金支出割合補正……………1.00(35%を越え40%以下)
- 11, 契約保証費補正……………0.04%(発注者が金銭的保障制度を必要とする場合)
- 12, 共通仮設費積上計上……………有り
- 13, 諸経費対象外資材……………有り(管材費 原則1/2の金額)
- 14, 現場環境改善費……………有り
- 15, 特別調査による資材単価……………無し
- 16, 委託業務費……………無し
- 17, 支給品……………無し
- 18, 最低制限価格……………有り

※最低制限価格の設定方法については、名護市ホームページより、「最低制限価格の設定方式について」をご覧ください。

※本資料は、工事積算時に必須に設定すべき条件を明示し、見積者が適正な工事積算を行えると考えられるため、説明事項(参考)として公表します。